

第 1 章 評価の実施方法

第1章 評価の実施方法

本プロジェクト評価は、「経済産業省技術評価指針」（平成21年3月31日改定、以下「評価指針」という。）及び第25回産業構造審議会産業技術部会評価小委員会（平成21年1月28日）において審議・了承された「技術に関する施策の評価」に基づき、実施した。

1. 評価の目的

以下の（1）～（4）を目的として評価を実施した。

（1）より良い政策・施策への反映

評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形成等につなげること。

（2）より効率的・効果的な研究開発の実施

評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進すること。

（3）国民への技術に関する施策・事業の開示

高度かつ専門的な内容を含む技術に関する施策・事業の意義や内容について、一般国民にわかりやすく開示すること。

（4）資源の重点的・効率的配分への反映

評価の結果を技術に関する施策・事業の継続、拡大・縮小・中止など資源の配分へ反映させることにより資源の重点化及び効率化を促進すること。また、研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等通じて次の段階に連続してつなげることなどにより、研究開発成果の国民・社会への還元効率化・迅速化に資すること。

また、評価の実施に当たっては、以下の①～④を基本理念として実施した。

① 透明性の確保

推進課、主管課及び研究開発機関においては、積極的に成果を公開し、その内容について広く有識者等の意見を聴くこと。評価事務局においては、透明で公正な評価システムの形成、定着を図るため、評価手続、評価項目・評価基準を含めた評価システム全般についてあらかじめ明確に定め、これを公開することにより、評価システム自体を誰にも分かるものとするとともに、評

評価結果のみならず評価の過程についても可能な限り公開すること。

② 中立性の確保

評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者である外部評価の導入等により、中立性の確保に努めること。

③ 継続性の確保

技術に関する施策・事業においては、個々の評価がそれ自体意義を持つだけでなく、評価とそれを反映した技術に関する施策・事業の推進というプロセスを繰り返していく時系列のつながりにも意義がある。したがって、推進課及び主管課にとって評価結果を後の技術に関する施策・事業の企画立案等に反映させる際に有用な知見を抽出し、継続性のある評価方法で評価を行うこと。

④ 実効性の確保

政策目的に照らし、効果的な技術に関する施策・事業が行われているか判断するための効率的評価が行われるよう、明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、技術に関する施策・事業の運営に支障が生じたり、評価者及び被評価者双方に過重な負担をかけることのない費用対効果の高い評価を行うこと。

2. 評価者

評価を実施するにあたり、評価指針に定められた「評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者である外部評価者の導入等により、中立性の確保に努めること」との規定に基づき、外部の有識者・専門家で構成する検討会を設置し、評価を行うこととした。

これに基づき、評価検討会を設置し、技術に関する施策、技術に関する事業（プロジェクト等）の目的や研究内容に即した専門家や経済・社会ニーズについて指摘できる有識者等から評価検討会委員名簿にある5名が選任された。

なお、本評価検討会の事務局については、指針に基づき経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課が担当した。

3. 評価対象

技術に関する施策「石油精製・利用関連分野」

技術に関する事業

A. 革新的次世代石油精製等技術開発

(実施期間：平成19年度から平成23年度)

B. 石油燃料次世代環境対策技術開発

(実施期間：平成19年度から平成23年度)

- C. 高効率水素製造等技術開発（実施期間：平成23年度から平成25年度）
- D. 重質油等高度対応処理技術開発（実施期間：平成23年度から平成27年度）

を評価対象として、研究開発実施者（一般財団法人石油エネルギー技術センター、JX日鉱日石エネルギー株式会社）から提出された資料をもとに、技術に関する事業（プロジェクト）の評価を行うとともに、それらの事業評価の結果を踏まえて、各事業を俯瞰する形で各事業の相互関係等に着目し、技術に関する施策の評価を実施した。

4. 評価方法

第1回評価検討会においては、事務局及び研究開発実施者からの資料提供、説明及び質疑応答、並びに委員による意見交換が行われた。

第2回評価検討会においては、技術に関する施策及び技術に関する事業について評価を実施し、併せて4段階評点法による評価を行った上で評価報告書(案)作成し、書面によって審議、確定した。

また、本評価検討会は、知的財産保護等の観点から、評価検討会を非公開公開、議事録・議事要旨を公開として実施した。

5. 評価項目

【技術に関する施策】

- 施策の目的・政策的位置付けの妥当性
 - ・ 施策の目的の妥当性
 - ・ 施策の政策的位置付けの妥当性
 - ・ 国の施策としての妥当性、国の関与が必要とされる施策か。
- 施策の構造及び目的実現見通しの妥当性
 - ・ 現時点において得られた成果は妥当性
 - ・ 施策の目的を実現するために技術に関する事業が適切に配置されているか。
- 総合評価

【技術に関する事業】

- 事業の目的・政策的位置付けの妥当性
 - ・ 事業の目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。
 - ・ 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。
- 研究開発等の目標の妥当性
 - ・ 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。
- 成果、目標の達成度の妥当性
 - ・ 成果は妥当か。

- ・ 目標の達成度は妥当か。
- 事業化、波及効果についての妥当性
 - ・ 事業化については妥当か。
 - ・ 波及効果は妥当か。
- 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性
 - ・ 研究開発計画は適切かつ妥当か。
 - ・ 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。
 - ・ 資金配分は妥当か。
 - ・ 費用対効果は妥当か。
 - ・ 変化への対応は妥当か。
- 総合評価